

(19)

(電子メール施行)

事務連絡  
平成23年3月17日

各市町村教育委員会学籍担当者 殿

宮城県教育庁義務教育課管理班長

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒の転入学等の取扱について(依頼)

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震により被災した地域の義務教育諸学校の児童生徒の中には、保護者の転居、疎開等により他の地域の学校への転入を希望する者があると考えられます。

今回の災害により被害を受けた市町村の中には、住民票の異動や関係書類の送付等が行えない場合もあることから、各市町村教育委員会においては、下記を参考に、被災した児童生徒が転学を希望してきた場合は、可能な限り弹力的に取扱い速やかに対応願います。

## 記

## 1 被災児童生徒の受入について

平成23年3月14日付け22文科初第1714号文部科学大臣通知(別添)に基づき、下記に留意の上取り扱い願います。

## (参考)

「住民基本台帳の制定に伴う学校教育法施行令及び学校教育法施行規則の一部改正について(学齢簿関係)」(昭和42年10月2日 文初財396号 文部省初等中等教育局長通達)(別添)

## (一部抜粋)

## 1 学校教育法施行令の一部改正について

(2) 省略 なお、住民基本台帳に記載されていない者であっても、当該市町村に住所を有する者であれば、この者についても学齢簿を編製すること。省略

## (1) 居住地の判断

住民票等の異動ができないことも考えられることから、上記(1)を準用し、現在の避難先等に住所を有する者として柔軟に対応すること。

## (2) 学籍事務

イ 被災児童生徒であることが確認された場合は、転入学の事務手続きは可能な限り簡便に行うこと。

ロ 学籍情報については、聞き取り等により確認も可能であること。

ハ 転入学前の学校及び市町村教育委員会と可能な限り連絡調整を図ること。

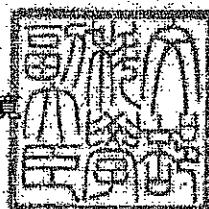
二 関係書類については、学校及び関係市町村(教育委員会)の事務処理の体制が整い次第整備する必要があること。

担当: 宮城県教育庁 義務教育課管理班 主幹 早坂利昭 TEL: 022-211-3642 FAX: 022-211-3691 E-mail: hayasaka-to949@pref.miyagi.jp
---

22文科初第1714号  
平成23年3月14日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会  
各都道府県知事 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学副大臣  
鈴木 寛



(印影印刷)

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における被災地域の  
児童生徒等の就学機会の確保等について(通知)

各都道府県・指定都市教育委員会におかれましては、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に被災した児童生徒等の就学の機会を確保する等の観点から、当該児童生徒等に係る事務の取扱い等に当たり、下記の事項について十分御留意いただくようお願いします。また、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、本通知の趣旨について十分御周知いただくとともに、必要な指導・支援をお願いします。

都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれましては、公立学校における下記の取扱いの趣旨について十分御留意いただくとともに、所轄の学校に対し、本通知の趣旨について御周知いただくようお願いします。

記

1. 被災した児童生徒等の公立学校への受入れについて  
被災した児童生徒等が域内の公立学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れること。  
なお、高等学校等については、入学者選抜における弾力的な対応を行うとともに、収容定員を超えた受入れについても特段の配慮をすること。
2. 義務教育段階における教科書の取扱いについて  
被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合には、通常の転入学の場合と同様に、平成22年度用教科書を無償給与することができる。  
なお、転入学前の学校で給与された教科書を滅失・棄損している場合には、当該教科書分を併せて無償給与して差し支えないこと。

また、この場合には教科用図書給与証明書がなくとも、必要な教科書の無償給与を受けることができるものとすること。

### 3. 公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等における入学料の取扱い等について

公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等において、今回の地震により、生徒又は児童の学資を負担している者が災害を受け、授業料（保育料）、入学料（入園料）、受講料、寄宿舎使用料等の納付が困難な者（被災に伴う転入学者等を含む。）に対しては、各地方公共団体における入学料等の免除及び減額に関する制度等も踏まえて、配慮すること。

### 4. 就学援助等について

被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対しては、その認定及び学用品、学校給食費等の支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

また、被災により奨学金を必要とする高校生等に対して特段の配慮を行うこと。特に卒業年次の高校生等については、日本学生支援機構の奨学金等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援についても周知を行うこと。

### 5. 課程の修了の認定等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮すること。

### 6. 補充のための授業等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り、補充のための授業その他必要な措置を講じるなど配慮すること。

### 7. 心のケアを含む健康相談等の充実について

被災した児童生徒等を受け入れた学校において臨時健康診断の実施や、心のケアを含む健康相談を行うなどして、児童生徒等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮すること。

また、被災地域の学校が再開されたときにも、同様の対応がとられるよう配慮するとともに、被災地域以外の学校においても、児童生徒等の心の健康問題に適切に対応するよう配慮すること。

#### 本件連絡先（とりまとめ）

文部科学省初等中等教育局  
初等中等教育企画課企画係  
渡邊、菅谷、江間  
(電話) 03-6734-2589  
(FAX) 03-6734-3731  
(E-mail) syoto@mext.go.jp

○住民基本台帳法の規定に依りて学校教育法施行令および小学校教育法施行規則の一部改正について(学齢児登録)(昭和11年1月1日施行)

10.1.1 文部省三九六号 各都道府県教育委員会並て 文部省初等中等教育局長通達(昭和11年1月1日正付け法施行八月からいはす)住民基本

台帳法施行規則(昭和11年1月1日施行)

(1)

本日改正が施行され、住民に関する諸種の事務處理が住民基本台帳に依りて執行されるに至りましたが、同法がねらうとする住民台帳制度一般の合理化、簡素化の一環として、市町村の教育委員会が継続する住民登録に付する所の措置を廃止する等の措置をとることとするため、昭和(昭)のとおり、昭和11年9月1日付で政令第二九二号をもって制定された住民基本台帳法並びに小学校教育法施行令(昭和11年政令第140号)の一部改正により小学校教育法施行令(昭和11年政令第140号)の一部改正が行なわれるところである。この改正に伴て、昭和11年10月大日本書院は、大日本書院第一八号をもって小学校教育法施行規則(昭和11年文部省令第一号)の一部改正を行なわれました。

「これらの改正の施行および登録事項は左記のとおりであつたので、事務処理上困擾のないようお願いします。」  
なお、改めて市町村教育委員会に対しても「このとおり通知して、今後この登録事項についての対応のないように、専門の徹底を図られるよう願います。」

記  
1 学校教育法施行令の一部改正について  
(1) 学齢児は、大日本書院で定める様式による登録するに付し、(2) これが文部省令で定める事項を記載して登録する。  
(3) これが大日本書院で定めた登録事項(第一条第一項)。  
(4) 学齢児は、当該市町村に住所を有する者にてて登録する。(5) これが大日本書院で定めた登録事項(第一条第一項)。

なお、住民基本台帳に記載されてこない者であつて、当該市町村に住所を有する者では、この通りに「学齢児登録を継続する」といふのが不適切である。教育委員会は、住民基本台帳に記載または記載があると認める所をすみやかに当該市町村教育委員会へ記載する。(住民基本台帳法第13条)。

(3) 学齢児または学齢生徒等の住所地整理に伴う保護者の市町村教育委員会への届出義務は、「これを廃止する」とと、学齢児または学齢生徒等に係る出入または転居にてて住民基本台帳法に定める届出が市町村に付して行なわれたと認め、市町村は、当該市町村の教育委員会に通知する。(住民基本台帳法第13条)。

(4) 「これらからの改正の施行は昭和11年1月1日より、上記の改正が付しては昭和11年4月1日としたこと。  
2 学校教育法施行規則の一部改正について  
(1) 学校教育法施行規則第100条を改正し、学齢児の登録事項を定めるに付し、新たに同条第一項において学齢児の登録事項を定めるに付したこと(「学校教育法施行規則第100条」)。  
(2) 学齢児の登録事項について、従来の学齢児の登録事項を基準にてて必要な登録事項の次に登録事項を行なう。これが「学齢児登録に付する事項、保護者に関する事項、就学する学校に関する事項、就学の資格等に関する事項および就学義務の免除または免除に関する事項のうちの区分付」とある。  
(3) 学齢児は、統一的な標準で記載するに付した。  
従つて必要がある場合は、便宜分離として記載しておきたい。  
(4) 学齢児登録は学齢生徒等の就学に関する市町村教育委員会にてて必要な登録が行われ、教育委員会が記載する。  
(5) この件は、昭和11年1月1日から施行される。

(電子メール施行)

事務連絡  
平成23年3月17日

各教育事務所（地域事務所）学事担当者 殿

宮城県教育庁義務教育課管理班長

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震における被災地域  
の児童生徒の転入学等の取扱について（依頼）

このことについて、別紙写しのとおり各市町村教育委員会あて通知しましたので、承知  
願います。

なお、電子メール施行のため周知できない市町村教育委員会には、各教育（地域）事務  
所からも対応可能な方法で周知願います。

担当：宮城県教育庁  
義務教育課管理班  
主幹 早坂利昭  
TEL：022-211-3642  
FAX：022-211-3691  
E-mail：  
[hayasaka-to949@pref.miyagi.jp](mailto:hayasaka-to949@pref.miyagi.jp)

(電子メール施行)



事務連絡  
平成23年3月17日

各市町村教育委員会学籍担当者 殿

宮城県教育庁義務教育課管理班長

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒の転入学等の取扱について(依頼)

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震により被災した地域の義務教育諸学校の児童生徒の中には、保護者の転居、疎開等により他の地域の学校への転入を希望する者があると考えられます。

今回の災害により被害を受けた市町村の中には、住民票の異動や関係書類の送付等が行えない場合もあることから、各市町村教育委員会においては、下記を参考に、被災した児童生徒が転学を希望してきた場合は、可能な限り弾力的に取扱い速やかに対応願います。

記

1 被災児童生徒の受入について

平成23年3月14日付け22文科初第1714号文部科学大臣通知(別添)に基づき、下記に留意の上取り扱い願います。

(参考)

「住民基本台帳の制定に伴う学校教育法施行令及び学校教育法施行規則の一部改正について(学齢簿関係)」(昭和42年10月2日 文初財396号 文部省初等中等教育局長通達)(別添)

(一部抜粋)

1 学校教育法施行令の一部改正について

(2) 省略 なお、住民基本台帳に記載されていない者であっても、当該市町村に住所を有する者であれば、この者についても学齢簿を編製すること。省略

(1) 居住地の判断

住民票等の異動ができないことも考えられることから、上記(1)を準用し、現在の避難先等に住所を有する者として柔軟に対応すること。

(2) 学籍事務

イ 被災児童生徒であることが確認された場合は、転入学の事務手続きは可能な限り簡便に行うこと。

ロ 学籍情報については、聞き取り等により確認も可能であること。

ハ 転入学前の学校及び市町村教育委員会と可能な限り連絡調整を図ること。

二 関係書類については、学校及び関係市町村(教育委員会)の事務処理の体制が整い次第整備する必要があること。

担当: 宮城県教育庁  
義務教育課管理班  
主幹 早坂利昭  
TEL: 022-211-3642  
FAX: 022-211-3691  
E-mail:  
havasaka-to949@pref.miyagi.jp